主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人本人の上告趣意は量刑不当の主張であり、弁護人和久井宗次の上告趣意は 判例違反を主張するも、所論判例はいずれも本件に適切でなく、刑訴四〇五条の上 告理由に当らない。(所論の供述調書は補強証拠たるに十分であり、第一審判決に は適条の明示の遺脱はない)また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは 認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年四月七日

最高裁判所第二小法廷

	裁判長裁判官 霜	山	精	_
裁判官	裁判官 栗	Щ		茂
裁判官	裁判官 小	谷	勝	重
裁判官	裁判官 藤	田	八	郎
鼓判官	裁判官 谷	村	唯一	郎